

介護老人保健施設 ビーブル神石三和 介護予防通所リハビリテーション利用料金表

令和5年1月1日 現在

1、基本料金

※当施設の基本サービス費は「6時間以上7時間未満」の料金です。

※当施設の定員は30名です。

提供時間	種 類	基本料金	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	月額	食費	備考
6時間以上 7時間未満	要支援 1	2,053円	88円	2,141円	700円/回	
	要支援 2	3,999円	176円	4,175円	700円/回	

2、加算について

※基本料金に加算します。

※利用者様全員もしくは該当する方に対して算定します。詳しくは当施設の支援相談員にお問い合わせください。

詳しくは当施設の支援相談員にお問い合わせください。

通所リハビリテーション加算項目	金額	算定項目	対 象	内 容
運動器機能向上加算	225円	1月につき	対象者	理学療法士・作業療法士等を中心に看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動機能向上に係る個別計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算します。
事業所評価加算	120円	1月につき	全員	厚生労働大臣が定める基準に適合している物として都道府県知事に届け出た指定介護予防リハビリテーション事業者が評価対象期間に評価された場合に加算します。
若年性認知症利用者受入加算	240円	1月につき	対象者	若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に加算します。
科学的介護推進体制加算	40円	1月につき	全員	心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に加算します。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	88円	1月につき	要支援①全員	介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上介護福祉士25%配置されている場合に加算します。
	176円	1月につき	要支援②全員	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	各種加算減算を加えて算定した金額の4.7%		全員	介護職員処遇改善交付金を介護職員の賃金改善に充てることを目的とします。
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	各種加算減算を加えて算定した金額の2.0%		全員	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等に充てる事を目的としています。
介護職員等ベースアップ等支援加算	各種加算減算を加えて算定した金額の1.0%		全員	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員とその他の職員の賃金の改善等に充てる事を目的としています。

※被爆者健康手帳をお持ちの方は、保険給付の自己負担額が公費負担されます。

※ 食費・その他費用については、通所リハビリテーションサービスに準じます。

※平成27年8月以降は介護保険負担割合証に記載された割合（1割・2割・3割）のお支払いとなります。

2割負担の方は、介護保険個人負担額+加算が2倍になります。

3割負担の方は、介護保険個人負担額+加算が3倍になります。

（今後利用料金表の改定をすることがあります。）

3、その他の利用料金

項 目	金 額	備 考
食事等の提供に要する費用の内訳	600円/回	昼食・おやつを提供の場合
	500円/回	夕食を提供の場合
尿とりパット代	35円/枚	
リフレッシュ代	70円/枚	
紙おむつ代 M	165円/枚	簡単テープ止めタイプ
紙おむつ代 L	185円/枚	
はくパンツ代 M	165円/枚	リハビリパンツ
はくパンツ代 L	185円/枚	
はくパンツ代 LL	205円/枚	
洗 濯 代	550円/回（1ネット）	希望者（ケアプラン上必要と認めた場合）
コピー代	1枚 10円	複写物・各種申請用紙・請求書兼領収書の再発行